

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2020年2月14日

【発行者名】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式
会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 高村 孝

【本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】

中川 祐子

【電話番号】

03-4530-7409

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ステート・ストリート新興国株式インデックス・
オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】

2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープン

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。）にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA新興株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2020年2月15日から2021年2月16日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします（前記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。）。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（12）【その他】**① 申込証拠金**

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ[※]の一つであり、新興国の株式を投資対象とした「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

※ MA（マルチアセット）ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行う委託会社におけるインデックス型商品等の総称です。

- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			
	年4回	北米			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()	
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ			その他 (MSCIエマージン グ・マーケット・ インデックス (円ベース))
		中近東 (中東)			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他 (MSCIエマージング・ マーケット・ インデックス (円ベース))	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式市場に投資します。**
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。**
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 3 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。**
※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、世界の主要新興国の株式で構成される株価指数であり、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 4 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
※投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

投資対象とするマザーファンドの概要

■ エマージング株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

■ ベンチマーク(オリジナル指数)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。))が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。))は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

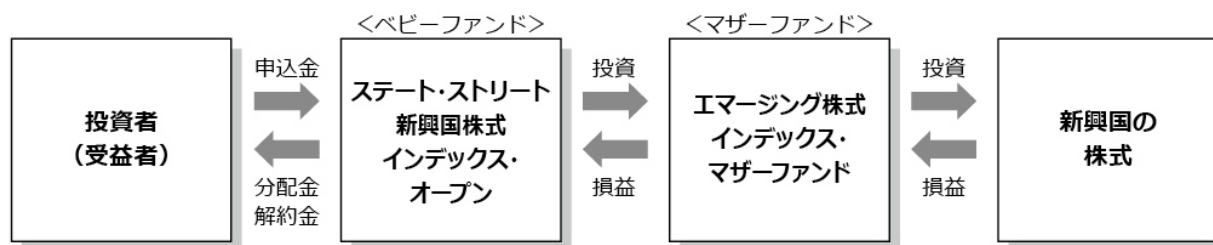
当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年5月9日信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、当ファンド以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

②ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

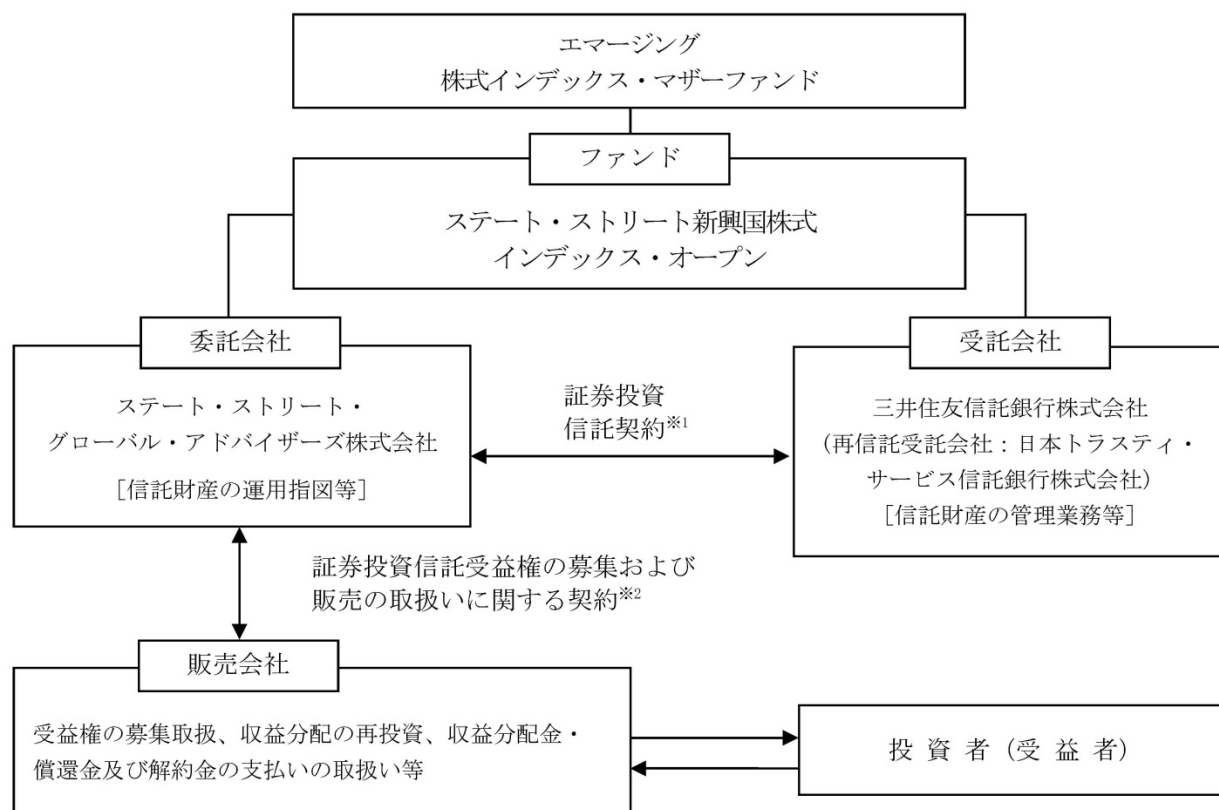
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※ 2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③委託会社の概況（本書提出日現在）

1）資本金の額

3 億 1 千万円

2）沿革

1998年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
1998年 3 月31日	投資顧問業の登録
1998年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9 月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7 月 1 日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3）大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

- ① MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）②の3）4）5）に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

- ⑦ 信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託会社もしくは委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。
- ⑧ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １）有価証券
- ２）デリバティブ取引に係る権利
- ３）金銭債権
- ４）約束手形

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

- １）為替手形

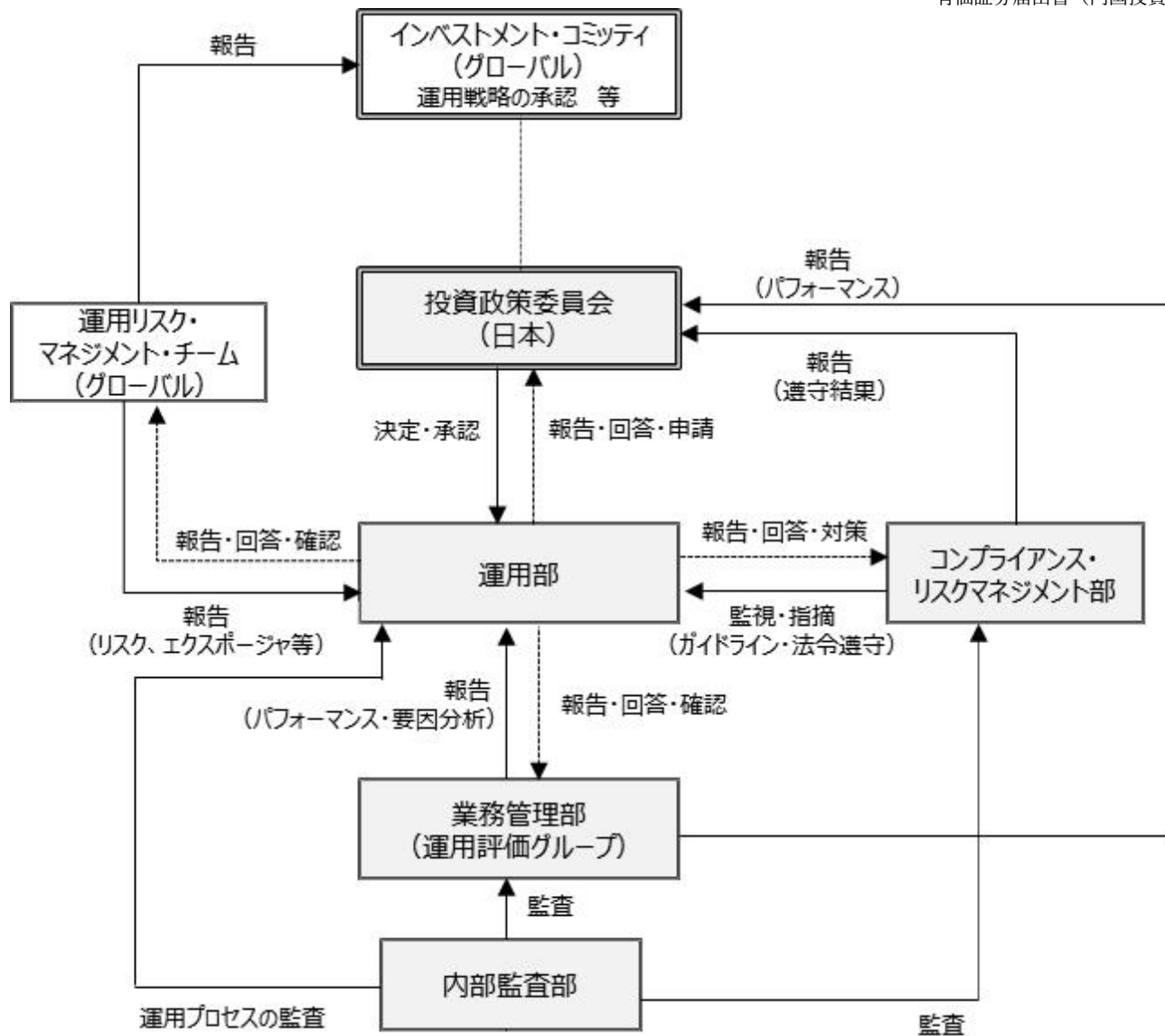
② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

- １）株券または新株引受権証書
- ２）国債証券
- ３）地方債証券
- ４）特別の法律により法人の発行する債券
- ５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
- 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
 - 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、上記1)の証券または証書、上記12)および17)の証券または証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち上記2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第15条第2項）。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第15条第3項）。
 - ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。（信託約款第15条第4項）
 - ⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（信託約款第15条第5項）

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意

図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

（信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」）

毎決算時（原則として11月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- ② 分配金額は委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限は以下の通りです。
 - １）マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - ２）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
 - ３）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ４）投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
 - ５）デリバティブ取引は、後記②の３）４）５）の範囲で行います。
 - ６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - １）投資する株式等の範囲（信託約款第18条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲（信託約款第19条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記（b）においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 委託会社は、上記（a）の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図（信託約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図（信託約款第21条）

- (a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引

（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記（c）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
 - (i) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7) 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8) 公社債の借入れ（信託約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第28条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (d) 上記(a)及び(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第23条）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に

100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2）デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

（1）投資方針

この投資信託は、新興国の株式を主要投資対象とし、中長期的に新興国の株式市場（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含む）を主要投資対象とします。

- ① MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- （a）有価証券
- （b）デリバティブ取引に係る権利
- （c）金銭債権

（d）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

（a）為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証券
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
- 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20）外国の者に対する権利で19）の有価証券の性質を有するもの
- 21）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券ならびに12）および17）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1）預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

（1）ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の株式に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

当ファンドは、新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドは、新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などに

より損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である新興国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

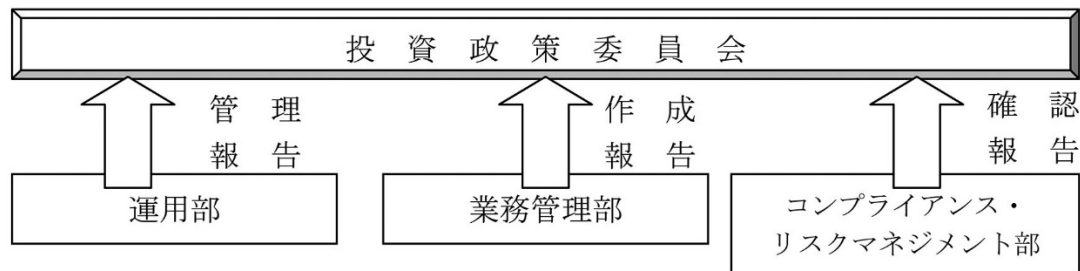
⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

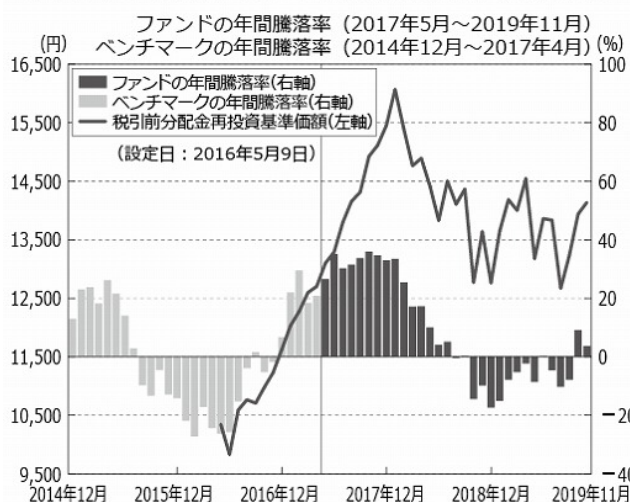
投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

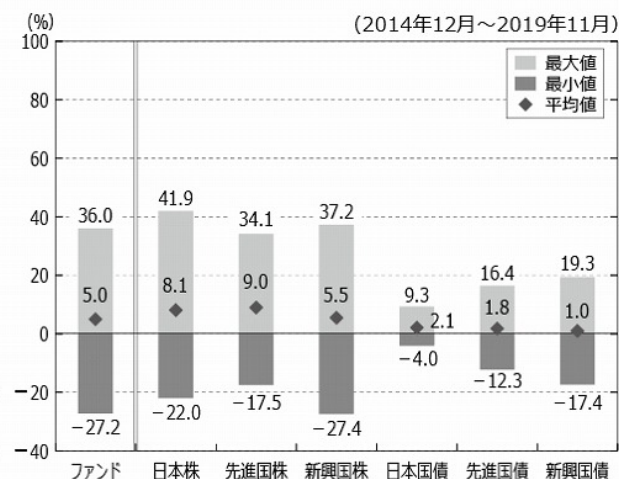
＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2014年12月～2017年4月)を含みます。
- ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。なお、当ファンドの2017年4月までの年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金時に信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.319%（税抜0.29%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
- ④ ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（１）～（４）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収※が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

＜注１＞個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注２＞収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2019年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年11月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	783,507,055	99.99
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		71,964	0.01
純資産総額		783,579,019	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

(2019年11月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	中国	2,329,219,290	32.62
	台湾	803,463,586	11.25
	韓国	794,594,471	11.13
	インド	627,077,621	8.78
	ブラジル	477,939,575	6.69
	南アフリカ	301,472,043	4.22
	ロシア	261,742,766	3.67
	タイ	182,745,826	2.56
	サウジアラビア	165,315,068	2.32
	メキシコ	153,240,943	2.15
	インドネシア	127,924,132	1.79
	マレーシア	126,460,078	1.77
	フィリピン	68,599,242	0.96
	ポーランド	64,390,612	0.90
	カタール	62,234,539	0.87
	チリ	47,563,108	0.67
	アラブ首長国連邦	43,178,776	0.60
	トルコ	34,501,410	0.48
	ペルー	24,997,143	0.35
	ギリシャ	24,100,309	0.34
	コロンビア	23,945,092	0.34
	ハンガリー	18,925,277	0.26
	アルゼンチン	11,145,536	0.16
	エジプト	10,801,245	0.15
	チェコ	10,616,493	0.15
	パキスタン	1,673,002	0.02
	小計	6,797,867,183	95.20
投資証券	南アフリカ	12,078,616	0.17
	メキシコ	5,518,324	0.07
	小計	17,596,940	0.24
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		325,273,195	4.56
純資産総額		7,140,737,318	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年11月29日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	—	295,406,649	2.6079	770,400,676	2.6523	783,507,055	99.99
投資比率：合計										99.99

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	99.99
合 計		99.99

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

①投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2019年11月29日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	小売	17,900	20,209.69	361,753,561	22,001.83	393,832,921	5.52
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体 製造装置	260,086	1,089.56	283,380,602	1,111.10	288,982,855	4.05
3	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	60,840	4,477.20	272,392,848	4,732.00	287,894,880	4.03
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	50,782	4,915.67	249,628,061	4,776.02	242,536,355	3.40
5	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,063,764	86.51	92,036,861	89.59	95,313,254	1.33
6	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	59,906	1,276.09	76,446,046	1,264.89	75,775,099	1.06
7	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	4,810	15,788.74	75,943,887	15,733.99	75,680,496	1.06
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	30,360	2,252.63	68,389,998	2,433.66	73,885,978	1.03
9	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	17,368	3,429.27	59,559,596	3,557.01	61,778,236	0.87
10	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	696,719	77.97	54,330,147	80.35	55,988,338	0.78
11	中国	株式	CHINA MOBILE LTD/HK	電気通信サー ビス	65,006	856.79	55,697,140	844.19	54,878,065	0.77
12	ロシア	株式	GAZPROM PAO -SPON ADR	エネルギー	55,867	844.70	47,191,279	865.52	48,354,229	0.68
13	ロシア	株式	SBERBANK PAO	銀行	118,591	405.66	48,108,550	402.49	47,731,758	0.67
14	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	53,368	924.68	49,348,663	894.00	47,711,504	0.67
15	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体 製造装置	6,121	7,764.53	47,526,749	7,708.67	47,184,830	0.66
16	ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	4,438	10,357.80	45,967,927	10,425.72	46,269,387	0.65
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	136,807	320.58	43,858,545	322.38	44,104,114	0.62
18	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	33,450	1,227.07	41,045,558	1,300.47	43,500,962	0.61
19	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	926,752	44.23	40,999,508	44.93	41,648,234	0.58
20	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	49,360	777.25	38,365,227	799.49	39,462,875	0.55
21	中国	株式	BAIDU INC-SPON ADR	メディア・娯楽	3,000	12,949.99	38,849,976	13,093.51	39,280,546	0.55
22	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・ サービス	36,050	1,086.16	39,156,140	1,080.84	38,964,606	0.55
23	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	42,996	866.61	37,261,176	860.04	36,978,537	0.52
24	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	9,135	3,942.78	36,017,340	3,882.26	35,464,536	0.50
25	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SPON ADR	エネルギー	22,133	1,531.64	33,899,982	1,505.35	33,318,008	0.47
26	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	184,588	167.71	30,959,099	164.35	30,338,883	0.42
27	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・ サービス	9,278	3,383.07	31,388,142	3,199.11	29,681,426	0.42
28	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サー ビス	347,980	85.76	29,843,182	84.63	29,452,052	0.41
29	カタール	株式	QATAR NATIONAL BANK	銀行	50,050	586.72	29,365,361	576.53	28,855,701	0.40
30	ブラジル	株式	B3 SA- BRASIL BOLSA BALCAO	各種金融	22,467	1,294.79	29,090,271	1,251.89	28,126,437	0.39
投資比率：合計										34.22

（注1）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注3）2019年11月29日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	銀行	17.09
	小売	8.84
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.10
	エネルギー	7.05
	素材	6.86
	メディア・娯楽	6.51
	半導体・半導体製造装置	5.82
	電気通信サービス	3.93
	保険	3.88
	食品・飲料・タバコ	3.74
	資本財	3.23
	不動産	2.53
	公益事業	2.47
	各種金融	2.41
	自動車・自動車部品	2.17
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.04
	運輸	1.71
	ソフトウェア・サービス	1.64
	食品・生活必需品小売り	1.54
	耐久消費財・アパレル	1.36
	消費者サービス	1.35
	家庭用品・パーソナル用品	0.97
	ヘルスケア機器・サービス	0.72
	商業・専門サービス	0.24
	小 計	95.20
投資証券	—	0.24
合 計		95.44

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注2) 2019年11月29日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株 価 指 数 先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク 先物取引所	買建	アメリカ・ドル	56	2,931,473,43	2,954,840,00	323,732,270	4.53

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（2019年11月29日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年11月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	(2016年11月15日)	分配付：56,838,142 分配落：56,730,271		分配付：1.0538 分配落：1.0518	
第2期	(2017年11月15日)	分配付：345,290,580 分配落：343,448,404		分配付：1.4995 分配落：1.4915	
第3期	(2018年11月15日)	分配付：676,794,976 分配落：676,794,976		分配付：1.3168 分配落：1.3168	
第4期	(2019年11月15日)	分配付：767,265,003 分配落：767,265,003		分配付：1.3804 分配落：1.3804	
2018年11月末日		701,477,943		1.3542	
12月末日		664,832,718		1.2674	
2019年 1月末日		705,083,976		1.3554	
2月末日		712,107,730		1.4085	
3月末日		672,164,486		1.3903	
4月末日		680,502,811		1.4444	
5月末日		648,229,728		1.3085	
6月末日		692,025,491		1.3763	
7月末日		729,439,687		1.3737	
8月末日		705,479,857		1.2580	
9月末日		738,030,384		1.3145	
10月末日		776,354,978		1.3842	
11月末日		783,579,019		1.4038	

②【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月15日	0.0020円
第2期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	0.0080円
第3期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	0.0000円
第4期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	0.0000円

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月15日	5.4%
第2期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	42.6%
第3期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	△11.7%
第4期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	4.8%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月15日	56,422,959	2,487,331	53,935,628
第2期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	226,859,775	50,523,343	230,272,060

第3期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	399,246,744	115,543,307	513,975,497
第4期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	266,444,817	224,583,522	555,836,792

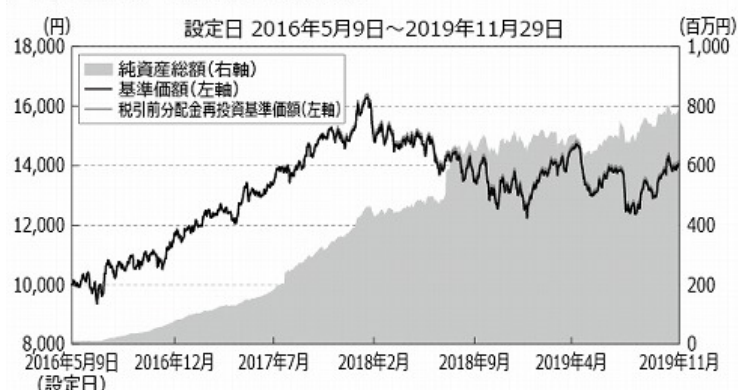
(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

基準価額・純資産の推移

（2019年11月29日現在）



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	14,038円
純資産総額	784百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期（2016年11月15日）	20円
第2期（2017年11月15日）	80円
第3期（2018年11月15日）	0円
第4期（2019年11月15日）	0円
設定来累計	100円

※分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

＜銘柄別投資比率＞

	国／地域名	種類	銘柄名	投資比率
1	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	5.52%
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	4.05%
3	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	4.03%
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3.40%
5	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1.33%
6	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	1.06%
7	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	1.06%
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	1.03%
9	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	0.87%
10	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	0.78%

（注）投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

＜業種別投資比率＞

	業種	投資比率
1	銀行	17.09%
2	小売	8.84%
3	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.10%
4	エネルギー	7.05%
5	素材	6.86%
6	メディア・娯楽	6.51%
7	半導体・半導体製造装置	5.82%
8	電気通信サービス	3.93%
9	保険	3.88%
10	食品・飲料・タバコ	3.74%

（注）投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2016年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※2019年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から11月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、米国、英国、香港もしくはシンガポールの取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受け取りを中止することがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額は、上記4）の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額とします。
※上記金額は1口当たりの金額です。換金口数に応じてご負担いただきます。

- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、米国、英国、香港もしくはシンガポールの取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受け取りを中止することがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の終値等で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA新興株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

＜照会先＞

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記（５）の１）２）３）５）の事由により信託が終了する場合があります。

（４）【計算期間】

- １）当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。
- ２）上記１）の規定にかかわらず、上記１）の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記（５）の１）２）３）５）に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１）信託契約の解約

- （ａ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ｂ）委託会社は、上記（ａ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- （ｃ）上記（ｂ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（ｃ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ｄ）上記（ｂ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- （ｅ）上記（ｂ）から上記（ｄ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ｂ）から上記（ｄ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

２）信託契約に関する監督官庁の命令

- （ａ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ｂ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記６）の規定にしたがいます。

３）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- （ａ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （ｂ）上記（ａ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記６）の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 6) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (b) 委託会社は、上記(a)の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - (f) 上記(b)から上記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - (g) 上記(a)から上記(f)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2 換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な

約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の交付

毎決算時（毎年11月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

（a）交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

（b）運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2018年11月16日から2019年11月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープン】

(1)【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第3期 (2018年11月15日現在)	第4期 (2019年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	—	9,641
コール・ローン	2,387,668	4,879,903
親投資信託受益証券	676,723,320	767,187,756
未収入金	—	7,678,000
流動資産合計	679,110,988	779,755,300
資産合計	679,110,988	779,755,300
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,332,099	11,321,210
未払受託者報酬	98,403	116,915
未払委託者報酬	852,754	1,013,251
未払利息	6	13
その他未払費用	32,750	38,908
流動負債合計	2,316,012	12,490,297
負債合計	2,316,012	12,490,297
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 513,975,497	※ 1 555,836,792
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	162,819,479	211,428,211
（分配準備積立金）	42,406,677	43,393,781
元本等合計	676,794,976	767,265,003
純資産合計	676,794,976	767,265,003
負債純資産合計	679,110,988	779,755,300

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2017年11月16日 至 2018年11月15日	第4期 自 2018年11月16日 至 2019年11月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△75,026,308	40,687,436
営業収益合計	△75,026,308	40,687,436
営業費用		
支払利息	1,715	2,199
受託者報酬	167,085	227,413
委託者報酬	1,447,957	1,970,856
その他費用	55,711	75,753
営業費用合計	1,672,468	2,276,221
営業利益又は営業損失（△）	△76,698,776	38,411,215
経常利益又は経常損失（△）	△76,698,776	38,411,215
当期純利益又は当期純損失（△）	△76,698,776	38,411,215
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,496,364	10,620,528
期首剰余金又は期首欠損金（△）	113,176,344	162,819,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	175,507,675	92,948,759
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	175,507,675	92,948,759
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,662,128	72,130,714
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,662,128	72,130,714
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	162,819,479	211,428,211

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期 (2018年11月15日現在)	第4期 (2019年11月15日現在)
1 期首元本額	230,272,060円	513,975,497円
期中追加設定元本額	399,246,744円	266,444,817円
期中一部解約元本額	115,543,307円	224,583,522円
2 受益権の総数	513,975,497口	555,836,792口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第3期 自 2017年11月16日 至 2018年11月15日	第4期 自 2018年11月16日 至 2019年11月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,136,846円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（120,412,802円）及び分配準備積立金（32,269,831円）より分配対象収益は162,819,479円（1万口当たり3,167円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,629,975円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（168,034,430円）及び分配準備積立金（27,763,806円）より分配対象収益は211,428,211円（1万口当たり3,803円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期 (2018年11月15日現在)	第4期 (2019年11月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第3期 (2018年11月15日現在)	第4期 (2019年11月15日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△74,392,320	33,837,746
合計	△74,392,320	33,837,746

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第3期 (2018年11月15日現在)	第4期 (2019年11月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3168 円 (13,168 円)	1.3804 円 (13,804 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・ マザーファンド	294,189,645	767,187,756	
合計		294,189,645	767,187,756	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2018年11月15日現在)	(2019年11月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		268,272,951	415,426,353
金銭信託		—	19,628
コール・ローン		9,634,931	9,934,981
株式		4,979,645,269	6,503,896,573
投資証券		20,392,449	17,503,639
派生商品評価勘定		194,376	14,643,139
未収入金		60,277	71,276
未収配当金		1,327,992	2,479,584
差入委託証拠金		48,743,627	87,804,383
流動資産合計		5,328,271,872	7,051,779,556
資産合計		5,328,271,872	7,051,779,556
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		10,220,800	26,438
未払解約金		121,000	11,148,000
未払利息		24	27
その他未払費用		154	2
流動負債合計		10,341,978	11,174,467
負債合計		10,341,978	11,174,467
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,145,111,165	2,699,874,655
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		3,172,818,729	4,340,730,434
元本等合計		5,317,929,894	7,040,605,089
純資産合計		5,317,929,894	7,040,605,089
負債純資産合計		5,328,271,872	7,051,779,556

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月16日から、翌年11月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2018年11月15日現在)	(2019年11月15日現在)
1 期首元本額	1,191,808,106円	2,145,111,165円
期中追加設定元本額	1,353,066,135円	857,660,837円
期中一部解約元本額	399,763,076円	302,897,347円
元本の内訳 ファンド名		
全世界株式インデックス・ファンド （年金）＜適格機関投資家限定＞	399,461,724円	234,517,681円
4 資産インデックスバランス V A 5 0 ＜適格機関投資家限定＞	38,676,922円	37,287,499円

全世界株式インデックス・ファンド	35,525,363円	56,938,706円
エマージング株式インデックス・ ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,398,475,787円	2,076,941,124円
ステート・ストリート新興国株式イ ンデックス・オープン	272,971,369円	294,189,645円
計	2,145,111,165円	2,699,874,655円
2 受益権の総数	2,145,111,165口	2,699,874,655口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2018年11月15日現在)	(2019年11月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2018年11月15日現在)	(2019年11月15日現在)
	当期間の損益に 含まれた評価差額	当期間の損益に 含まれた評価差額
株式	△647,871,222	400,336,051
投資証券	△6,618,204	235,419
合計	△654,489,426	400,571,470

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2018年11月15日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI MSCI NY	270,064,555	—	260,045,689	△10,018,866
	合 計	270,064,555	—	260,045,689	△10,018,866

(単位：円)

区 分	種 類	(2019年11月15日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI MSCI NY	399,863,874	—	414,502,048	14,638,174
	合 計	399,863,874	—	414,502,048	14,638,174

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2018年11月15日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	52,000,000	—	52,007,558	△7,558
	合 計	52,000,000	—	52,007,558	△7,558

(単位：円)

区 分	種 類	(2019年11月15日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	107,000,000	—	107,021,473	△21,473
	合 計	107,000,000	—	107,021,473	△21,473

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2018年11月15日現在)	(2019年11月15日現在)
1口当たり純資産額	2.4791 円	2.6078 円
(1万口当たり純資産額)	(24,791 円)	(26,078 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘 柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	3,877	18.20	70,561.40	
	GAZPROM PAO -SPON ADR	59,932	7.71	462,075.72	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	21,500	0.89	19,027.50	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	4,438	94.54	419,568.52	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	926	207.20	191,867.20	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	17,561	15.12	265,522.32	
	PETROLEO BRASILEIRO SPON ADR	22,133	13.98	309,419.34	
	ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	10,366	7.07	73,308.35	
	SURGUTNEFEGAS PREFERENCE	76,600	0.60	45,661.26	
	SURGUTNEFEGAS-SP ADR	6,553	7.28	47,705.84	
	TATNEFT-SPONSORED ADR	2,575	72.00	185,400.00	
	TRANSNEFT PJSC	8	2,744.82	21,958.52	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES S A	8,050	4.84	38,962.00	
	YPF S.A.-SPONSORED ADR	1,700	9.00	15,300.00	
	ALROSA PAO	30,500	1.21	36,801.30	
	BRASKEM SA-SPON ADR	500	13.85	6,925.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	3,300	14.93	49,269.00	
	CIA SIDERURGICA NACL-SP ADR	4,400	2.73	12,012.00	
	GERDAU SA SPON ADR	9,200	3.63	33,396.00	
	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	2,191	7.49	16,410.59	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	6,312	27.18	171,560.16	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	1,646	19.74	32,492.04	
	PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1,128	12.57	14,178.96	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR	454	55.10	25,015.40	
	SEVERSTAL - GDR REG S	2,844	13.59	38,649.96	
	SOUTHERN COPPER CORP	925	37.16	34,373.00	
	SUZANO SA-SP ADR	1,382	8.71	12,037.22	
	VALE SA-SP ADR	36,450	11.20	408,240.00	
	EMBRAER SA ADR	1,174	16.56	19,441.44	
	51JOB INC-ADR	200	75.36	15,072.00	
	DP WORLD PLC	922	12.55	11,571.10	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	3,400	22.15	75,310.00	
	NIO INC - ADR	6,200	1.75	10,850.00	
	HUAZHU GROUP LTD-SPON ADS	1,200	36.80	44,160.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATION-SP ADR	1,600	121.49	194,384.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	4,400	44.15	194,260.00	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	3,900	42.44	165,516.00	
	58.COM INC-ADR	900	51.00	45,900.00	
	AUTOHOME ADR	600	72.24	43,344.00	
	BAIDU INC-SPON ADR	3,000	118.20	354,600.00	
	IQIYI INC-ADR	1,500	17.19	25,785.00	

	MOMO A ADR	1,400	37.07	51,898.00	
	NETEASE INC-ADR	800	289.68	231,744.00	
	SINA CORP	500	33.68	16,840.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	1,800	12.67	22,806.00	
	WEIBO CORP ADR	630	43.44	27,367.20	
	YY INC-ADR	500	61.26	30,630.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	15,400	182.80	2,815,120.00	
	BAOZUN INC-SPN ADR	400	43.41	17,364.00	
	JD.COM INC-ADR	7,600	33.57	255,132.00	
	PINDUODUO INC-ADR	2,000	41.32	82,640.00	
	TRIP COM GROUP LTD-ADR	5,500	31.30	172,150.00	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD-ADR	5,000	12.05	60,250.00	
	CIA BRASILEIRA-SP ADR PREF	1,900	18.72	35,568.00	
	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	2,970	12.05	35,773.65	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	1,311	34.00	44,574.00	
	AMBEV SA ADR	47,874	4.15	198,677.10	
	BRF SA-ADR	6,449	7.81	50,366.69	
	HUTCHISON CHINA MEDITECH-ADR	600	22.84	13,704.00	
	BANCO BRADESCO-ADR	42,996	7.91	340,098.36	
	BANCO MACRO SA-ADR	400	22.75	9,100.00	
	BANCO SANTANDER BRASIL ADS	3,500	10.87	38,045.00	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	1,673	51.16	85,590.68	
	CREDICORP LTD	680	203.94	138,679.20	
	GRUPO FINANCIERO GALICIA-ADR	1,000	11.07	11,070.00	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	53,368	8.44	450,425.92	
	SBERBANK PAO	118,591	3.70	439,106.89	
	VTB BANK PJSC-GDR-REG S	16,747	1.44	24,098.93	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS	6,760	1.55	10,500.98	
	NOAH HOLDINGS LTD-SPON ADS	200	28.92	5,784.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	23,040	1.07	24,629.76	
	GDS HOLDINGS LTD - ADR	500	44.54	22,270.00	
	GLOBANT SA	500	109.26	54,630.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	4,200	9.29	39,018.00	
	TELECOM ARGENTINA SA-SP ADR	700	8.64	6,048.00	
	TELEFONICA BRASIL SA	4,469	13.10	58,543.90	
	TIM PARTICIPACOES SA ADR	2,100	15.53	32,613.00	
	CEMIG SA SPONS ADR	8,100	3.04	24,624.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE ADR	4,300	12.20	52,460.00	
	INTER RAO UES PJSC	589,000	0.07	41,760.10	
	PAMPA ENERGIA SA-SPON ADR	600	12.68	7,608.00	
アメリカ・ドル 小計		1,352,505		10,337,201.50 (1,122,826,826)	
イギリス・ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	1,494	11.77	17,584.38	
	OLD MUTUAL LTD	34,890	1.07	37,349.74	
イギリス・ポンド 小計		36,384		54,934.12 (7,688,579)	

香港・ドル	CHINA OILFIELD SERVICES-H	18,000	10.72	192,960.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	276,099	4.44	1,225,879.56	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	50,040	15.24	762,609.60	
	CNOOC LTD	184,588	11.98	2,211,364.24	
	PETROCHINA CO LTD-H	204,737	3.72	761,621.64	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	14,000	6.74	94,360.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	30,000	2.40	72,000.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	13,000	47.25	614,250.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	27,500	4.20	115,500.00	
	CHINA MOLYBDENUM CO LTD-H	30,000	2.47	74,100.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	42,000	6.98	293,160.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT	24,000	8.77	210,480.00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	14,000	9.13	127,820.00	
	LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	15,000	5.12	76,800.00	
	MMG LTD	24,000	1.62	38,880.00	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	9,000	7.86	70,740.00	
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	38,000	2.08	79,040.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	15,000	8.27	124,050.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	32,000	2.87	91,840.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	39,000	3.52	137,280.00	
	BOC AVIATION LTD	3,500	76.45	267,575.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	24,000	5.95	142,800.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	40,000	5.06	202,400.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LIMITED	17,000	30.30	515,100.00	
	CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO-H	27,500	8.41	231,275.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	44,000	4.63	203,720.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	18,000	6.59	118,620.00	
	CITIC LIMITED	69,000	10.18	702,420.00	
	CSR CORP LTD - H	72,000	5.12	368,640.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	35,500	10.72	380,560.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	7,000	18.02	126,140.00	
	METALLURGICAL CORP OF CHIN-H	89,000	1.62	144,180.00	
	SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	19,000	4.51	85,690.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	11,000	13.26	145,860.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	19,000	13.22	251,180.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	7,500	28.55	214,125.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	47,962	5.98	286,812.76	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	13,000	27.00	351,000.00	
	GREENTOWN SERVICE GROUP CO L	32,000	8.74	279,680.00	
	AIR CHINA LTD-H	16,000	7.06	112,960.00	
	BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	10,000	7.50	75,000.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HLDGS COMPANY LTD	18,576	12.36	229,599.36	
	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	20,000	4.97	99,400.00	
	COSCO SHIPPING PORTS LIMITED	10,000	6.29	62,900.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	24,000	10.18	244,320.00	
	SHENZHEN INTL HOLDINGS	17,000	16.66	283,220.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	20,000	7.08	141,600.00	

BAIC MOTOR CORP LTD-H	19,000	4.71	89,490.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	26,000	8.27	215,020.00	
BYD COMPANY LIMITED	6,500	37.90	246,350.00	
CHINA FIRST CAPITAL GROUP LT	28,000	2.29	64,120.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	36,000	7.69	276,840.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	8,800	23.60	207,680.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	49,000	14.62	716,380.00	
GREAT WALL MORTOR COMPANY-H	18,500	6.28	116,180.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP H	41,600	8.17	339,872.00	
NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	9,000	7.07	63,630.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	12,000	74.45	893,400.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	44,000	3.94	173,360.00	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	17,000	21.45	364,650.00	
LI NING CO LTD	17,500	25.10	439,250.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	8,000	102.20	817,600.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	5,000	34.00	170,000.00	
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	180,000	1.32	237,600.00	
CHINA LITERATURE LTD	2,600	31.25	81,250.00	
TENCENT HOLDINGS LIMITED	62,140	319.80	19,872,372.00	
MEITUAN DIANPING-CLASS B	11,500	93.75	1,078,125.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	7,500	26.65	199,875.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	31,500	9.00	283,500.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	30,000	29.30	879,000.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE	16,000	43.10	689,600.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	26,000	5.35	139,100.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	14,000	12.02	168,280.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	2,000	52.20	104,400.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	19,000	7.57	143,830.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	62,191	6.41	398,644.31	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	5,000	51.20	256,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	8,278	50.50	418,039.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	34,000	8.13	276,420.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	24,000	10.08	241,920.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	12,400	14.04	174,096.00	
SINOPHARM GROUP CO H	11,200	26.80	300,160.00	
3SBIO INC	26,500	12.64	334,960.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HLD LTD	8,000	11.60	92,800.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	20,000	6.84	136,800.00	
CHINA TRADITINAL CHINESE ME	28,000	3.75	105,000.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	46,000	21.10	970,600.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	14,000	17.66	247,240.00	
LUYE PHARMA GROUP LTD	15,000	6.20	93,000.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	4,500	22.90	103,050.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	86,500	11.30	977,450.00	
SSY GROUP LTD	18,000	6.57	118,260.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	5,500	85.80	471,900.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	340,528	3.18	1,082,879.04	

BANK OF CHINA LTD - H	926,752	3.16	2,928,536.32	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	89,244	5.19	463,176.36	
CHINA CITIC BANK - H	75,318	4.55	342,696.90	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,063,764	6.18	6,574,061.52	
CHINA MERCHANTS BANK - H	37,496	38.35	1,437,971.60	
CHINA MINSHENG BANKING H	60,476	5.47	330,803.72	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	23,000	4.00	92,000.00	
IND & COMM BK OF CHINA - H	696,719	5.57	3,880,724.83	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	94,000	5.17	485,980.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT COMPANY LTD	77,200	1.63	125,836.00	
CHINA DING YI FENG HOLDINGS	8,000	0.11	880.00	
CHINA EVERBRIGHT LTD	6,000	12.50	75,000.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	50,500	4.11	207,555.00	
CHINA HUARONG ASSET MANAGE-H	80,000	1.17	93,600.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	11,200	14.08	157,696.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	31,500	14.74	464,310.00	
FAR EAST HORIZON LTD	20,000	6.91	138,200.00	
GF SECURITIES CO LTD	10,800	8.32	89,856.00	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-H	14,600	12.14	177,244.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	34,800	8.06	280,488.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD	22,800	12.16	277,248.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	76,528	20.55	1,572,650.40	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR H	25,395	28.95	735,185.25	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDININGS COMPA	20,000	18.40	368,000.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE COMPANY LTD	9,400	31.65	297,510.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	97,000	3.23	313,310.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	73,052	9.58	699,838.16	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	59,906	91.15	5,460,431.90	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	4,100	23.65	96,965.00	
AGILE GROUP HOLDINGS LTD	12,000	10.76	129,120.00	
CHINA AOYUAN GROUP LTD	22,000	10.58	232,760.00	
CHINA EVERGRANDE GROUP	24,000	18.90	453,600.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	45,681	25.70	1,174,001.70	
CHINA RESOURCES LAND LTD	29,347	33.05	969,918.35	
CHINA VANKE CO LTD-H	15,900	27.95	444,405.00	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	35,694	5.46	194,889.24	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	79,000	10.84	856,360.00	
FRANSHION PROPERTIES	84,000	5.27	442,680.00	
FUTURE LAND DEVELOPMENT HOLD	22,000	8.05	177,100.00	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	6,000	12.32	73,920.00	
KWG GROUP HOLDINGS LIMITED	14,500	8.22	119,190.00	
LOGAN PROPERTY HOLDINGS CO L	14,000	11.82	165,480.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	16,500	32.30	532,950.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	15,500	27.25	422,375.00	
SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD	19,500	2.91	56,745.00	

SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	27,000	36.05	973,350.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	144,000	1.66	239,040.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	18,000	8.18	147,240.00	
KINGSOFT CORPORATION LTD	6,000	19.96	119,760.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD H	6,000	17.40	104,400.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	7,000	50.30	352,100.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	10,500	14.24	149,520.00	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-H	35,000	4.39	153,650.00	
KINGBOARD HOLDINGS LIMITED	6,000	21.00	126,000.00	
KINGBOARD LAMINATES HLDG LTD	14,000	8.02	112,280.00	
LEGEND HOLDINGS CORP-H	8,100	16.64	134,784.00	
LENOVO GROUP LTD	59,505	5.62	334,418.10	
MEITU INC	12,500	1.63	20,375.00	
SUNNY OPTICAL TECH	8,500	124.40	1,057,400.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	90,600	8.48	768,288.00	
ZTE CORP-H	4,400	22.10	97,240.00	
CHINA MOBILE LTD/HK	65,006	61.20	3,978,367.20	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	150,269	3.06	459,823.14	
CHINA TOWER CORP LTD-H	422,000	1.58	666,760.00	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	55,100	7.16	394,516.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	8,000	35.40	283,200.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP	60,000	3.85	231,000.00	
CGN POWER CO LTD	97,700	2.02	197,354.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	20,200	33.95	685,790.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	37,000	4.30	159,100.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	10,000	44.85	448,500.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	24,000	9.92	238,080.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	11,100	86.00	954,600.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	30,000	17.02	510,600.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	42,000	3.66	153,720.00	
HUANENG RENEWABLES CORP-H	62,000	2.98	184,760.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	46,000	6.94	319,240.00	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP LIMITED	34,000	—	—	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	5,000	13.48	67,400.00	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	24,000	10.90	261,600.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	42,000	4.57	191,940.00	
香港・ドル 小計	9,306,891		99,400,929.20 (1,379,684,897)	

マレーシア・リングット	DIALOG GROUP BHD	28,700	3.44	98,728.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	3,600	23.96	86,256.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	23,900	7.40	176,860.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	10,400	4.76	49,504.00	
	GAMUDA BHD	19,700	3.85	75,845.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED	10,800	9.89	106,812.00	
	IJM CORP BHD	50,600	2.14	108,284.00	
	SIME DARBY BERHAD	22,200	2.34	51,948.00	
	AIRASIA GROUP BERHAD	15,100	1.84	27,784.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	22,700	8.31	188,637.00	
	MISC BERHAD	13,000	8.25	107,250.00	
	GENTING BHD	19,300	6.11	117,923.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	39,300	3.22	126,546.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	2,200	17.18	37,796.00	
	IOI CORPORATION BHD	35,800	4.40	157,520.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	2,000	22.52	45,040.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	600	145.00	87,000.00	
	PPB GROUP BERHAD	2,640	18.04	47,625.60	
	SIME DARBY PLANTATION BERHAD	22,200	5.10	113,220.00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	11,200	5.32	59,584.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	20,300	5.24	106,372.00	
	TOP GLOVE CORP BHD	16,000	4.50	72,000.00	
	ALLIANCE BANK MALAYS	25,400	2.92	74,168.00	
	AMBank HOLDINGS BHD	31,100	4.15	129,065.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	47,308	5.20	246,001.60	
	HONG LEONG BANK BERHAD	5,900	17.00	100,300.00	
	MALAYAN BANKING BHD	42,714	8.67	370,330.38	
	PUBLIC BANK BERHAD	39,600	19.96	790,416.00	
	RHB CAPITAL BHD	18,500	5.79	107,115.00	
	SIME DARBY PROPERTY BERHAD	22,200	0.83	18,426.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	37,800	4.26	161,028.00	
	DIGI.COM BHD	31,800	4.64	147,552.00	
	MAXIS BHD	27,600	5.38	148,488.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	21,200	3.75	79,500.00	
	PETRONAS GAS BHD	7,600	16.48	125,248.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	29,600	13.60	402,560.00	
マレーシア・リングット 小計		780,562		4,948,732.58 (129,557,818)	

タイ・パーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	43,000	11.60	498,800.00	
	IRPC PCL - NVDR	108,400	3.44	372,896.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	13,800	122.00	1,683,600.00	
	PTT PCL-NVDR	116,620	44.75	5,218,745.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	8,700	68.50	595,950.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	20,500	30.00	615,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL NVDR	21,794	53.25	1,160,530.50	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	7,049	386.00	2,720,914.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	42,330	79.00	3,344,070.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY PUB-NVDR	117,300	10.70	1,255,110.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	117,600	13.90	1,634,640.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	23,300	35.75	832,975.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	59,200	17.00	1,006,400.00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO NVDR	12,500	46.00	575,000.00	
	CP ALL PCL-NVDR	67,172	78.75	5,289,795.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS NVDR	49,300	26.00	1,281,800.00	
	THAI UNION GROUP PUBLIC COMPANY LIMITED	18,400	13.20	242,880.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	87,100	24.00	2,090,400.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PUBLIC COMPANY LTD	4,000	128.00	512,000.00	
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	4,700	174.00	817,800.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	24,595	149.00	3,664,655.00	
	KRUNG THAI BNK LTD	33,400	16.60	554,440.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	18,411	117.00	2,154,087.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	11,100	60.25	668,775.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	19,900	64.75	1,288,525.00	
	LAND & HOUSES PUB-NVDR	47,000	9.95	467,650.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	15,980	232.00	3,707,360.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	35,900	66.00	2,369,400.00	
	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	6,300	62.25	392,175.00	
	TRUE CORP PCL-NVDR	110,921	5.05	560,151.05	
	ELECTRICITY GENERATING	2,200	352.00	774,400.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL	15,500	43.50	674,250.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	4,000	168.00	672,000.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	16,800	73.25	1,230,600.00	
タイ・パーツ 小計		1,304,772		50,927,773.55 (183,339,984)	
フィリピン・ペン	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	30,710	52.80	1,621,488.00	
	AYALA CORPORATION	2,846	818.00	2,328,028.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	569	890.00	506,410.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	30,810	78.00	2,403,180.00	
	SM INVESTMENTS CORP	2,995	1,070.00	3,204,650.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	12,320	122.00	1,503,040.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	6,930	202.60	1,404,018.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	11,210	152.00	1,703,920.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	10,012	94.20	943,130.40	
	BDO UNIBANK INC	25,642	156.00	4,000,152.00	

	METROPOLITAN BANK & TRUST	23,165	68.00	1,575,220.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	278,900	4.62	1,288,518.00	
	AYALA LAND INC	59,500	47.00	2,796,500.00	
	MEGAWORLD CORPORATION	64,000	4.85	310,400.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	111,800	39.30	4,393,740.00	
	GLOBE TELECOM INC	670	1,928.00	1,291,760.00	
	PLDT INC	400	1,100.00	440,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	2,180	335.40	731,172.00	
フィリピン・ペソ 小計		674,659		32,445,326.40 (69,432,998)	
インドネシア・ルピア	ADARO ENERGY PT	117,000	1,300.00	152,100,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	20,800	22,425.00	466,440,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	405,500	1,025.00	415,637,500.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	22,800	7,925.00	180,690,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	12,700	19,675.00	249,872,500.00	
	PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	11,600	11,750.00	136,300,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	21,000	12,600.00	264,600,000.00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	14,500	4,900.00	71,050,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK	277,010	6,575.00	1,821,340,750.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	82,200	6,900.00	567,180,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	5,600	54,000.00	302,400,000.00	
	HM SAMPOERNA TBK PT	72,600	2,090.00	151,734,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	48,800	11,400.00	556,320,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	60,700	7,700.00	467,390,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	20,300	42,800.00	868,840,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	310,400	1,510.00	468,704,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	97,171	31,350.00	3,046,310,850.00	
	BANK MANDIRI	191,894	6,875.00	1,319,271,250.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	88,900	7,300.00	648,970,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	572,165	3,940.00	2,254,330,100.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA	513,815	4,050.00	2,080,950,750.00	
インドネシア・ルピア 小計		3,020,455		16,594,576,700.00 (127,778,240)	
メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	136,351	7.08	965,365.08	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	33,670	52.38	1,763,634.60	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	2,140	233.68	500,075.20	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	10,300	41.78	430,334.00	
	ALFA S.A.B.-A	26,030	15.78	410,753.40	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	4,900	67.29	329,721.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE-B	2,205	328.96	725,356.80	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	5,300	205.40	1,088,620.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	1,000	183.52	183,520.00	
	ALSEA SAB DE CV	7,500	52.22	391,650.00	
	GRUPO TELEVISIA SAB-SER CPO	23,323	44.34	1,034,141.82	
	MEGACABLE HOLDINGS-CPO	1,900	76.53	145,407.00	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL C1	2,900	99.45	288,405.00	

	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV-SER V	53,011	55.20	2,926,207.20	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	4,900	106.08	519,792.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	6,300	112.90	711,270.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	19,978	177.21	3,540,301.38	
	GRUMA S.A.B. DE C.V.	2,200	201.87	444,114.00	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	33,700	34.96	1,178,152.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	9,800	37.95	371,910.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	28,896	99.10	2,863,593.60	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	26,600	23.70	630,420.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	347,980	15.26	5,310,174.80	
	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA N	7,900	82.48	651,592.00	
メキシコ・ペソ 小計		798,784		27,404,510.88 (154,287,396)	
ブラジル・リアル	COSAN SA	2,000	60.80	121,600.00	
	KLABIN SA	7,940	17.55	139,347.00	
	SUZANO SA	4,100	36.65	150,265.00	
	WEG SA	7,660	29.26	224,131.60	
	CCR SA	12,479	17.50	218,382.50	
	LOCALIZA RENT A CAR	5,680	41.75	237,140.00	
	RUMO SA	9,755	24.02	234,315.10	
	COGNA EDUCACAO	13,248	10.29	136,321.92	
	B2W CIA DIGITAL	1,596	54.21	86,519.16	
	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	5,820	19.99	116,341.80	
	LOJAS RENNER S.A.	9,086	51.70	469,746.20	
	MAGAZINE LUIZA SA	5,600	44.25	247,800.00	
	PETROBRAS DISTRIBUIDORA SA	8,800	27.63	243,144.00	
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERC	4,900	18.17	89,033.00	
	RAIA DROGASIL SA	2,500	112.20	280,500.00	
	JBS SA	11,500	26.23	301,645.00	
	M DIAS BRANCO SA	1,200	33.55	40,260.00	
	NATURA COSMETICOS SA	3,800	32.03	121,714.00	
	NOTRE DAME INTERMED PAR SA	4,300	57.54	247,422.00	
	HYPERA SA	3,000	34.57	103,710.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	14,572	31.39	457,415.08	
	BANCO DO BRASIL SA	8,565	46.51	398,358.15	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	50,165	13.63	683,748.95	
	B3 SA- BRASIL BOLSA BALCAO	22,467	49.80	1,118,856.60	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	2,200	67.10	147,620.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	7,900	34.40	271,760.00	
	IRB BRASIL RESSEGUROS SA	8,100	37.45	303,345.00	
	PORTO SEGURO SA	1,900	56.13	106,647.00	
	SUL AMERICA SA - UNITS	2,100	51.50	108,150.00	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	5,290	15.78	83,476.20	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	4,500	29.36	132,120.00	
	CIELO SA	9,221	7.89	72,753.69	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	4,300	35.80	153,940.00	
	ENERGISA SA-UNITS	3,000	48.63	145,890.00	

	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	3,750	44.32	166,200.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	1,300	104.41	135,733.00	
ブラジル・リアル 小計		274,294		8,295,351.95 (214,932,569)	
チリ・ペソ	EMPRESAS COPEC SA	3,777	6,548.00	24,731,796.00	
	EMPRESAS CMPC SA	12,792	1,762.10	22,540,783.20	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	1,222	19,150.00	23,401,300.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	3,301	8,480.00	27,992,480.00	
	S.A.C.I. FALABELLA	9,818	3,200.00	31,417,600.00	
	CENCOSUD SA	14,475	1,000.20	14,477,895.00	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	1,888	7,225.00	13,640,800.00	
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	7,370	1,945.00	14,334,650.00	
	BANCO DE CHILE	425,515	86.50	36,807,047.50	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	451	35,779.00	16,136,329.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	530,695	45.21	23,992,720.95	
	ITAU CORPBANCA	1,971,616	4.09	8,063,909.44	
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	2,705	5,170.60	13,986,473.00	
	AGUAS ANDINAS SA-A	48,819	310.95	15,180,268.05	
	COLBUN SA	31,873	117.00	3,729,141.00	
	ENEL CHILE SA	132,480	57.70	7,644,096.00	
	ENER AMERICAS SA	423,851	146.80	62,221,326.80	
チリ・ペソ 小計		3,622,648		360,298,615.94 (48,748,402)	
韓国・ウォン	GS HOLDINGS CORP	262	49,750.00	13,034,500.00	
	SK INNOVATION CO LTD	637	159,000.00	101,283,000.00	
	S-OIL CORPORATION	442	95,500.00	42,211,000.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	1,082	18,600.00	20,125,200.00	
	HYUNDAI STEEL CO	876	31,650.00	27,725,400.00	
	KOREA ZINC CO LTD	126	425,500.00	53,613,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	212	73,500.00	15,582,000.00	
	LG CHEM LTD	482	319,500.00	153,999,000.00	
	LG CHEM LTD PREFERENCE	117	175,000.00	20,475,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	185	225,500.00	41,717,500.00	
	OCI CO LTD	155	63,800.00	9,889,000.00	
	POSCO	1,008	220,000.00	221,760,000.00	
	POSCO CHEMICAL CO LTD	210	45,900.00	9,639,000.00	
	CJ CORP	87	92,600.00	8,056,200.00	
	DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	284	90,700.00	25,758,800.00	
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	3,194	4,655.00	14,868,070.00	
	DOOSAN BOBCAT	695	32,000.00	22,240,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	543	31,250.00	16,968,750.00	
	HANWHA CORPORATION	716	25,350.00	18,150,600.00	
	HDC HYUNDAI DEVELOPMENT CO-ENGIN	447	28,500.00	12,739,500.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	787	43,450.00	34,195,150.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDING	117	342,500.00	40,072,500.00	
	KCC CORP	74	225,000.00	16,650,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	825	37,900.00	31,267,500.00	

KOREA SHIPBUILDING&OFFSHORE ENGIN	617	115,500.00	71,263,500.00	
LG CORP	846	72,900.00	61,673,400.00	
LOTTE CORP	115	35,950.00	4,134,250.00	
SAMSUNG C&T CORP	775	102,500.00	79,437,500.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	1,620	18,850.00	30,537,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	5,198	7,030.00	36,541,940.00	
SK HOLDINGS CO LTD	513	267,000.00	136,971,000.00	
S-1 CORPORATION	113	95,800.00	10,825,400.00	
CJ LOGISTICS	89	159,000.00	14,151,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	115	152,000.00	17,480,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	627	25,700.00	16,113,900.00	
HANKOOK TIRE AND TECHNOLOGY CO LTD	759	36,350.00	27,589,650.00	
HANON SYSTEMS	1,809	11,400.00	20,622,600.00	
HYUNDAI MOBIS	646	246,000.00	158,916,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	1,444	124,500.00	179,778,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	624	82,700.00	51,604,800.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	413	74,900.00	30,933,700.00	
KIA MOTORS CORPORATION	2,808	43,500.00	122,148,000.00	
FILA KOREA LTD	456	59,800.00	27,268,800.00	
HLB INC	369	137,300.00	50,663,700.00	
LG ELECTRONICS INC	1,218	69,000.00	84,042,000.00	
WOONGJIN COWAY CO LTD	569	92,000.00	52,348,000.00	
KANGWON LAND INC	1,231	30,950.00	38,099,450.00	
CHEIL WORLDWIDE INC	1,050	23,750.00	24,937,500.00	
KAKAO CORPORATION	432	154,500.00	66,744,000.00	
NAVER CORP	1,543	180,000.00	277,740,000.00	
NCSOFT CORPORATION	186	526,000.00	97,836,000.00	
NETMARBLE CORPORATION	171	88,900.00	15,201,900.00	
PEARL ABYSS CORP	51	199,000.00	10,149,000.00	
CJ ENM CO LTD	117	148,800.00	17,409,600.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	286	81,500.00	23,309,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	90	134,000.00	12,060,000.00	
SHINSEGAE INC	89	265,500.00	23,629,500.00	
BGF RETAIL CO LTD/NEW	41	181,000.00	7,421,000.00	
E MART CO LTD	163	134,500.00	21,923,500.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	44	246,000.00	10,824,000.00	
KT&G CORP	1,171	99,500.00	116,514,500.00	
ORION CORP	244	107,500.00	26,230,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	372	185,500.00	69,006,000.00	
AMOREPACIFIC GROUP	156	79,700.00	12,433,200.00	
LG HOUSEHOLD & HEAL PREF	45	752,000.00	33,840,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	80	1,231,000.00	98,480,000.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	541	52,500.00	28,402,500.00	
CELLTRION INC	1,088	186,500.00	202,912,000.00	
CELLTRION PHARM INC	219	38,650.00	8,464,350.00	
HANMI PHARM CO LTD	81	318,000.00	25,758,000.00	
HELIXMITH CO LTD	167	98,100.00	16,382,700.00	

	MEDY-TOX	30	301,000.00	9,030,000.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS	155	395,500.00	61,302,500.00	
	SILLAJEN INC	611	16,400.00	10,020,400.00	
	YUHAN CORPORATION	168	218,000.00	36,624,000.00	
	BNK FINANCIAL GROUP INC	2,820	7,190.00	20,275,800.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	3,109	35,550.00	110,524,950.00	
	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	2,369	12,000.00	28,428,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	4,460	43,700.00	194,902,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	5,293	43,700.00	231,304,100.00	
	WOORI FINANCIAL GROUP INC	4,859	12,000.00	58,308,000.00	
	DAEWOO SECURITIES CO LTD	5,287	7,310.00	38,647,970.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	603	71,100.00	42,873,300.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	919	35,200.00	32,348,800.00	
	WOORI INVESTMENT & SECURITIE C	1,872	12,500.00	23,400,000.00	
	DB INSURANCE CO LTD	581	52,300.00	30,386,300.00	
	HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	1,700	2,290.00	3,893,000.00	
	HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	430	27,500.00	11,825,000.00	
	ORANGE LIFE INSURANCE LTD	478	28,600.00	13,670,800.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	340	224,500.00	76,330,000.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	736	75,100.00	55,273,600.00	
	SAMSUNG SDS CO., LTD.	351	197,000.00	69,147,000.00	
	LG DISPLAY CO LTD	2,724	14,500.00	39,498,000.00	
	LG INNOTEK CO LTD	113	120,000.00	13,560,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	552	111,000.00	61,272,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	52,010	52,800.00	2,746,128,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	9,135	42,350.00	386,867,250.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	527	236,500.00	124,635,500.00	
	LG UPLUS CORP	2,397	13,850.00	33,198,450.00	
	SK TELECOM	173	242,000.00	41,866,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	2,578	28,150.00	72,570,700.00	
	KOREA GAS CORPORATION	442	40,400.00	17,856,800.00	
	SK HYNIX INC	6,121	83,400.00	510,491,400.00	
韓国・ウォン 小計		158,907		8,749,232,130.00 (816,303,357)	
台湾・ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	11,000	96.20	1,058,200.00	
	ASIA CEMENT CORP	30,000	43.30	1,299,000.00	
	CHINA STEEL CORP	154,466	23.20	3,583,611.20	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	39,749	87.50	3,478,037.50	
	FORMOSA PLASTICS CORP	57,028	96.60	5,508,904.80	
	NAN YA PLASTICS CORP	49,713	71.00	3,529,623.00	
	TAIWAN CEMENT	52,221	41.15	2,148,894.15	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	1,000	445.00	445,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	46,000	29.75	1,368,500.00	
	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	2,164	260.00	562,640.00	
	CHINA AIRLINES	37,000	9.03	334,110.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	35,000	35.30	1,235,500.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	31,000	42.95	1,331,450.00	

ECLAT TEXTILE CO LTD	3,020	393.00	1,186,860.00	
FENG TAY ENTERPRISE CO	2,332	195.00	454,740.00	
GIANT MANUFACTURING CO., LTD.	5,000	219.50	1,097,500.00	
NIEN MADE ENTERPRISE CO	1,000	284.00	284,000.00	
POU CHEN	28,000	41.85	1,171,800.00	
TATUNG CO LTD	18,000	18.30	329,400.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	3,000	568.00	1,704,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	6,000	306.00	1,836,000.00	
STANDARD FOODS CORP	8,320	61.30	510,016.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	51,717	72.60	3,754,654.20	
TAIMED BIOLOGICS	1,000	131.00	131,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	64,263	22.55	1,449,130.65	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	209,389	22.15	4,637,966.35	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	97,129	27.05	2,627,339.45	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	94,149	22.60	2,127,767.40	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	68,238	21.60	1,473,940.80	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	102,575	30.40	3,118,280.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	92,170	12.80	1,179,776.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	104,949	14.30	1,500,770.70	
TAIWAN BUSINESS BANK	75,000	12.40	930,000.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDINGS CO	74,853	20.70	1,549,457.10	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	33,518	51.50	1,726,177.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	12,504	139.00	1,738,056.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	108,813	19.80	2,154,497.40	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	83,726	42.15	3,529,050.90	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	118,000	9.83	1,159,940.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	20,949	25.85	541,531.65	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	60,179	45.10	2,714,072.90	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	147,733	10.05	1,484,716.65	
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	23,000	46.55	1,070,650.00	
ACER INC	20,000	17.90	358,000.00	
ADVANTECH CO LTD	4,099	310.50	1,272,739.50	
ASUSTEK COMPUTER INC	5,800	226.50	1,313,700.00	
AU OPTRONICS CORP	78,000	7.71	601,380.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	7,100	258.50	1,835,350.00	
CHICONY ELECTRONICS CO LTD	16,000	92.20	1,475,200.00	
COMPAL ELECTRONICS	39,000	18.50	721,500.00	
DELTA ELECTRONICS INC	21,319	134.50	2,867,405.50	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	13,000	65.00	845,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	136,807	89.30	12,216,865.10	
INNOLUX CORPORATION	137,000	6.68	915,160.00	
INVENTEC CO LTD	13,000	22.40	291,200.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	1,000	4,470.00	4,470,000.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	23,105	49.45	1,142,542.25	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	6,000	82.80	496,800.00	
PEGATRON CORP	16,000	70.00	1,120,000.00	

	QUANTA COMPUTER INC	22,222	63.10	1,402,208.20	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	7,350	37.30	274,155.00	
	WALSIN TECHNOLOGY CORP	2,000	168.50	337,000.00	
	WISTRON CORP	63,467	28.45	1,805,636.15	
	WPG HOLDINGS	7,360	38.50	283,360.00	
	YAGEO CORPORATION	2,198	326.50	717,647.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	10,000	139.50	1,395,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	35,274	113.00	3,985,962.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	23,000	73.10	1,681,300.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	13,518	116.00	1,568,088.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	35,768	78.00	2,789,904.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	2,000	345.50	691,000.00	
	MEDIATEK INC	16,159	410.50	6,633,269.50	
	NANYA TECHNOLOGY CORPORATION	8,000	67.20	537,600.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORPORATION	8,000	216.50	1,732,000.00	
	PHISON ELECTRONICS CORP	1,000	285.00	285,000.00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	13,000	94.70	1,231,100.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	7,000	221.50	1,550,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	268,086	303.50	81,364,101.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	118,488	14.50	1,718,076.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	11,000	64.20	706,200.00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	4,000	318.00	1,272,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	23,000	16.05	369,150.00	
台湾・ドル 小計		3,503,987		221,329,661.00 (785,720,296)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	7,732	514.65	3,979,273.80	
	COAL INDIA LTD	22,281	202.35	4,508,560.35	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	8,341	288.55	2,406,795.55	
	INDIAN OIL CORP	15,110	136.85	2,067,803.50	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	37,532	136.20	5,111,858.40	
	PETRONET LNG LTD	5,371	276.30	1,484,007.30	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	30,360	1,462.75	44,409,090.00	
	AMBUJA CEMENTS LIMITED	10,005	200.55	2,006,502.75	
	ASIAN PAINTS LTD	2,806	1,771.85	4,971,811.10	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	2,540	733.95	1,864,233.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	11,488	188.50	2,165,488.00	
	JSW STEEL LTD	5,898	245.75	1,449,433.50	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	1,674	1,344.40	2,250,525.60	
	SHREE CEMENT LTD	107	19,670.50	2,104,743.50	
	TATA STEEL LTD	2,148	391.95	841,908.60	
	ULTRATECH CEMENT LTD	881	4,003.40	3,526,995.40	
	UNITED PHOSPHOROUS LTD	4,929	535.55	2,639,725.95	
	VEDANTA LIMITED	16,969	144.00	2,443,536.00	
	ASHOK LEYLAND LTD	16,225	79.00	1,281,775.00	
	HAVELLS INDIA	3,021	672.20	2,030,716.20	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	6,569	1,380.45	9,068,176.05	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	4,539	369.10	1,675,344.90	

CONTAINER CORPORATION OF INDIA LIMITED	915	575.40	526,491.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	1,002	1,516.90	1,519,933.80	
BAJAJ AUTO LTD	1,128	3,233.30	3,647,162.40	
BHARAT FORGE LTD	3,323	436.45	1,450,323.35	
BOSCH LTD	106	15,195.95	1,610,770.70	
EICHER MOTORS LTD	153	21,558.15	3,298,396.95	
HERO MOTOCORP LTD	1,383	2,591.65	3,584,251.95	
MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	7,372	578.45	4,264,333.40	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	982	7,247.15	7,116,701.30	
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	7,269	136.35	991,128.15	
TATA MOTORS LTD	14,681	167.05	2,452,461.05	
PAGE INDUSTRIES LTD	73	23,583.90	1,721,624.70	
TITAN INDUSTRIES LTD	3,644	1,169.10	4,260,200.40	
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	7,285	282.00	2,054,370.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	1,234	1,920.00	2,369,280.00	
BRITANNIA INDUSTRIES LIMITED	1,271	3,230.80	4,106,346.80	
ITC LTD	37,043	253.90	9,405,217.70	
NESTLE INDIA LTD	391	14,231.35	5,564,457.85	
UNITED SPIRITS LIMITED	1,555	618.45	961,689.75	
DABUR INDIA LTD	5,261	462.55	2,433,475.55	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	3,697	715.45	2,645,018.65	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	6,671	2,069.05	13,802,632.55	
MARICO LTD	2,079	356.55	741,267.45	
AUROBINDO PHARMA LTD	4,521	395.80	1,789,411.80	
CIPLA LTD	2,320	451.40	1,047,248.00	
DIVI'S LABORATORIES LTD	796	1,656.50	1,318,574.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	1,195	2,734.05	3,267,189.75	
LUPIN LTD	3,792	738.35	2,799,823.20	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	1,123	1,758.10	1,974,346.30	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	8,123	410.20	3,332,054.60	
AXIS BANK LTD	21,486	715.90	15,381,827.40	
BANDHAN BANK LTD	3,883	557.55	2,164,966.65	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	17,368	2,226.80	38,675,062.40	
ICICI BANK LIMITED	26,581	498.65	13,254,615.65	
INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	2,105	211.35	444,891.75	
LIC HOUSING FINANCE LTD	2,669	420.30	1,121,780.70	
STATE BANK OF INDIA	21,009	306.00	6,428,754.00	
YES BANK LTD	16,006	68.75	1,100,412.50	
BAJAJ FINANCE LTD	1,873	4,210.55	7,886,360.15	
MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	2,026	328.35	665,237.10	
REC LTD	9,098	135.10	1,229,139.80	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	2,653	1,137.25	3,017,124.25	
BAJAJ FINSERV LTD	366	9,061.85	3,316,637.10	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	6,992	586.35	4,099,759.20	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	2,599	1,373.55	3,569,856.45	
HCL TECHNOLOGIES LTD	5,377	1,147.80	6,171,720.60	
INFOSYS LIMITED	36,050	705.30	25,426,065.00	

	TATA CONSULTANCY SVS LTD	9,278	2,196.80	20,381,910.40	
	TECH MAHINDRA LTD	4,504	758.35	3,415,608.40	
	WIPRO LTD	8,855	252.75	2,238,101.25	
	BHARTI AIRTEL LTD	23,060	362.50	8,359,250.00	
	BHARTI INFRA TEL LTD	2,769	208.65	577,751.85	
	VODAFONE IDEA LIMITED	27,463	2.95	81,015.85	
	GAIL INDIA LTD	15,156	121.80	1,846,000.80	
	NTPC LIMITED	20,798	118.55	2,465,602.90	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	14,555	188.00	2,736,340.00	
	TATA POWER CO LTD	14,332	54.65	783,243.80	
インド・ルピー 小計		665,825		377,183,523.50 (573,318,955)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	726	782.00	567,732.00	
	MONETA MONEY BANK	8,582	79.20	679,694.40	
	CEZ AS	1,947	515.00	1,002,705.00	
チェコ・コルナ 小計		11,255		2,250,131.40 (10,530,614)	
エジプト・ポンド	EASTERN TOBACCO	20,420	15.20	310,384.00	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	16,308	82.40	1,343,779.20	
エジプト・ポンド 小計		36,728		1,654,163.20 (11,149,059)	
コロンビア・ペソ	GRUPO ARGOS SA	1,661	18,280.00	30,363,080.00	
	GRUPO AVAL ACCIONES SA PFD	57,630	1,400.00	80,682,000.00	
	GRUPO DE INVERSIONES SURAMERICANA	3,904	32,860.00	128,285,440.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	3,785	19,460.00	73,656,100.00	
コロンビア・ペソ 小計		66,980		312,986,620.00 (9,827,779)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	4,923	3,000.00	14,769,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	816	5,755.00	4,696,080.00	
	OTP BANK NYRT	2,343	13,770.00	32,263,110.00	
ハンガリー・フォリント 小計		8,082		51,728,190.00 (18,523,864)	
UAE・ディルハム	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	35,952	7.63	274,313.76	
	DUBAI ISLAMIC BANK	25,126	5.37	134,926.62	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	26,746	15.58	416,702.68	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	29,069	2.24	65,114.56	
	EMAAR MALLS PJSC	40,860	1.95	79,677.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	30,649	4.14	126,886.86	
	EMIRATES TELECOM GROUP	19,867	16.70	331,778.90	
UAE・ディルハム 小計		208,269		1,429,400.38 (42,338,839)	
パキスタン・ルピー	MCB BANK	11,800	191.72	2,262,296.00	
パキスタン・ルピー 小計		11,800		2,262,296.00 (1,583,607)	

ポーランド・ズロチ	GRUPA LOTOS SA	1,304	92.20	120,228.80	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	3,187	102.05	325,233.35	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	20,443	4.89	99,884.49	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA S	718	20.58	14,776.44	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	2,324	94.20	218,920.80	
	CCC SA	134	114.50	15,343.00	
	LPP SA	14	8,495.00	118,930.00	
	CD PROJEKT SA	798	261.00	208,278.00	
	CYFROWY POLSAT SA	962	28.28	27,205.36	
	DINO POLSKA SA	552	135.50	74,796.00	
	ALIOR BANK SA	337	30.44	10,258.28	
	BANK MILLENNIUM SA	9,575	5.93	56,779.75	
	BANK PEKAO SA	2,238	103.50	231,633.00	
	BANK ZACHODNI WBK SA	410	302.60	124,066.00	
	MBANK SA	169	382.80	64,693.20	
	PKO BANK POLSKI SA	9,433	38.44	362,604.52	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	6,797	38.24	259,917.28	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA	6,942	9.16	63,588.72	
ポーランド・ズロチ 小計		66,337		2,397,136.99 (66,999,978)	
南アフリカ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	1,747	127.91	223,458.77	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	696	1,194.92	831,664.32	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	4,426	299.12	1,323,905.12	
	GOLD FIELDS LTD	7,958	80.64	641,733.12	
	KUMBA IRON ORE LTD	538	370.33	199,237.54	
	SAPPI LIMITED	5,462	37.46	204,606.52	
	SASOL LTD	6,038	294.12	1,775,896.56	
	BIDVEST GROUP LTD	3,706	215.00	796,790.00	
	MULTICHOICE GROUP LIMITED	4,445	125.00	555,625.00	
	MR PRICE GROUP LTD	2,888	160.08	462,311.04	
	NASPERS LTD-N SHS	4,810	2,125.00	10,221,250.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	3,392	159.58	541,295.36	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	4,177	51.67	215,825.59	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	9,561	58.11	555,589.71	
	BID CORP LTD	3,097	341.36	1,057,191.92	
	CLICKS GROUP LTD	2,623	256.08	671,697.84	
	PICK'N PAY STORES LTD	4,535	68.40	310,194.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	4,584	133.29	611,001.36	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	2,953	208.01	614,253.53	
	TIGER BRANDS LTD	1,555	235.39	366,031.45	
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS	9,175	24.08	220,934.00	
	NETCARE LTD	6,979	17.45	121,783.55	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	3,451	121.14	418,054.14	
	ABSA GROUP LTD	8,545	161.30	1,378,308.50	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	433	1,442.05	624,407.65	
	NEDBANK GROUP LTD	4,272	235.50	1,006,056.00	
	STANDARD BANK GROUP LTD	13,505	174.76	2,360,133.80	

	FIRSTRAND LTD	34,158	67.50	2,305,665.00	
	INVESTEC LTD	3,286	83.50	274,381.00	
	PSG GROUP LTD	1,263	236.01	298,080.63	
	REINET INVESTMENTS SCA	1,370	282.50	387,025.00	
	REMGRO LTD	7,204	180.05	1,297,080.20	
	RMB HOLDINGS LTD	9,885	81.38	804,441.30	
	DISCOVERY LIMITED	4,980	130.00	647,400.00	
	MOMENTUM METROPOLITAN HOLDIN	15,626	20.95	327,364.70	
	OLD MUTUAL LTD	8,252	20.17	166,442.84	
	RAND MERCHANT INVESTMENT HOL	6,743	30.63	206,538.09	
	SANLAM LTD	18,189	81.97	1,490,952.33	
	NEPI ROCKCASTLE PLC	4,639	126.99	589,106.61	
	MTN GROUP LTD	16,228	98.67	1,601,216.76	
	TELKOM SA SOC LTD	3,964	57.40	227,533.60	
	VODACOM GROUP PTY LTD	7,149	132.25	945,455.25	
南アフリカ・ランド 小計		268,487		39,877,919.70 (292,703,930)	
中国・元	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	6,100	17.25	105,225.00	
	PETROCHINA CO LTD-A	32,400	5.60	181,440.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-A	20,540	2.88	59,155.20	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	5,800	43.05	249,690.00	
	BBMG CORPORATION-A	30,600	3.20	97,920.00	
	WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	4,900	46.87	229,663.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	31,700	3.44	109,048.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-A	10,600	8.61	91,266.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	43,200	5.04	217,728.00	
	CRRC CORP LTD-A	15,200	6.95	105,640.00	
	XINJIANG GOLDWIND SCI&TECH-A	6,000	12.48	74,880.00	
	CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	17,900	5.19	92,901.00	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	21,800	4.73	103,114.00	
	SAIC MOTOR CORP LTD-A	9,600	22.97	220,512.00	
	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	4,000	59.13	236,520.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	4,600	56.59	260,314.00	
	CHINA INTERNATIONAL TRAVEL-A	2,000	84.72	169,440.00	
	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	1,000	112.82	112,820.00	
	INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	7,000	29.10	203,700.00	
	JIANGSU YANGHE BREWERY -A	1,700	97.83	166,311.00	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	700	1,230.00	861,000.00	
	TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	2,100	55.19	115,899.00	
	WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	2,400	37.70	90,480.00	
	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	1,500	134.55	201,825.00	
	JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	4,100	94.33	386,753.00	
	WUXI APPTec CO LTD-A	2,800	98.34	275,352.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	38,200	3.56	135,992.00	
	BANK OF BEIJING CO LTD -A	15,800	5.58	88,164.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	46,000	5.53	254,380.00	
	CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	58,700	4.30	252,410.00	

	CHINA MERCHANTS BANK-A	13,900	36.74	510,686.00	
	CHINA MINSHENG BANKING-A	42,700	6.10	260,470.00	
	HUAXIA BANK CO LTD-A	11,300	7.48	84,524.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-A	25,400	5.75	146,050.00	
	INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	18,100	19.27	348,787.00	
	PING AN BANK CO LTD-A	19,000	16.32	310,080.00	
	SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	24,100	12.14	292,574.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	6,800	35.03	238,204.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	5,400	88.03	475,362.00	
	CHINA VANKE CO LTD -A	9,200	26.39	242,788.00	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	14,200	14.14	200,788.00	
	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	8,900	33.37	296,993.00	
	ZTE CORP-A	7,100	32.77	232,667.00	
	CHINA UNITED NETWORK - A	41,300	5.85	241,605.00	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	16,100	17.81	286,741.00	
中国・元 小計		712,440		9,917,861.20 (153,429,312)	
サウジアラビア・ レヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	2,946	20.34	59,921.64	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	1,288	47.40	61,051.20	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	6,261	12.16	76,133.76	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	4,513	16.18	73,020.34	
	SAUDI ARABIAN FERTILIZER CO	1,505	75.70	113,928.50	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	4,469	44.05	196,859.45	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	9,341	92.70	865,910.70	
	SAUDI CEMENT	693	67.60	46,846.80	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	3,525	21.68	76,422.00	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	11,005	10.20	112,251.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	2,872	52.40	150,492.80	
	JARIR MARKETING CO	390	158.80	61,932.00	
	ALMARAI CO	2,524	51.40	129,733.60	
	SAVOLA	2,534	30.55	77,413.70	
	AL RAJHI BANK	12,574	62.00	779,588.00	
	ALINMA BANK	8,053	22.06	177,649.18	
	BANK ALBILAD	3,788	26.85	101,707.80	
	BANK AL-JAZIRA	5,872	13.36	78,449.92	
	BANQUE SAUDI FRANSI	5,863	34.75	203,739.25	
	NATIONAL COMMERCIAL BANK	12,383	45.55	564,045.65	
	RIYAD BANK	12,289	21.72	266,917.08	
	SAMBA FINANCIAL GROUP	10,625	30.05	319,281.25	
	SAUDI BRITISH BANK	3,987	34.25	136,554.75	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	698	70.90	49,488.20	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	5,782	11.70	67,649.40	
	EMAAR ECONOMIC CITY	4,699	9.29	43,653.71	
	ETIHAD ETISALAT CO	3,984	22.46	89,480.64	
	SAUDI TELECOM CO	3,888	99.00	384,912.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	7,023	20.90	146,780.70	

サウジアラビア・レヤル 小計		155,374		5,511,815.02 (159,897,753)	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	1,120	123.40	138,208.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	17,992	7.24	130,262.08	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	2,814	18.96	53,353.44	
	KOC HOLDING AS	15,086	20.16	304,133.76	
	TURK HAVA YOLLARI	9,854	13.61	134,112.94	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	5,650	45.00	254,250.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	3,654	20.74	75,783.96	
	AKBANK T.A.S.	34,316	7.54	258,742.64	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	25,598	9.74	249,324.52	
	TURKIYE IS BANKASI-C	26,790	6.17	165,294.30	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	5,722	8.74	50,010.28	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	9,896	13.09	129,538.64	
トルコ・リラ 小計		158,492		1,943,014.56 (36,703,545)	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	1,084	21.66	23,479.44	
	TITAN CEMENT INTERNATIONAL T	1,222	18.30	22,362.60	
	FOLLI FOLLIE GROUP	254	0.48	121.92	
	OPAP SA	1,230	9.63	11,844.90	
	JUMBO SA	2,049	18.35	37,599.15	
	ALPHA BANK AE	17,059	1.93	32,838.57	
	EUROBANK ERGASIAS SA	32,394	0.96	31,227.81	
	NATIONAL BANK OF GREECE	4,424	3.06	13,537.44	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	1,821	13.45	24,492.45	
ユーロ 小計		61,537		197,504.28 (23,649,162)	
カタール・リアル	QATAR FUEL QSC	7,369	22.99	169,413.31	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	34,260	2.61	89,418.60	
	INDUSTRIES QATAR QSC	18,800	10.30	193,640.00	
	MASRAF AL RAYAN	41,580	3.90	162,162.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	11,860	15.34	181,932.40	
	QATAR NATIONAL BANK	50,050	19.59	980,479.50	
	THE COMMERCIAL BANK QSC	23,350	4.46	104,141.00	
	QATAR INSURANCE CO	7,190	3.18	22,864.20	
	BARWA REAL ESTATE CO	24,350	3.42	83,277.00	
	OOREDOO QSC	4,390	7.31	32,090.90	
	QATAR ELECTRICITY & WATER COMPANY	5,940	16.55	98,307.00	
カタール・リアル 小計		229,139		2,117,725.91 (62,938,814)	
合計		27,495,593		6,503,896,573 (6,503,896,573)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
-----	-----	-----	------	-----	-----

有価証券届出書 (P)

投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	32,961	951,584.07	
	メキシコ・ペソ 小計		32,961	951,584.07 (5,357,418)	
	南アフリカ・ランド	FORTRESS REIT LTD-A	27,891	573,438.96	
		GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	22,762	520,339.32	
		REDEFINE PROPERTIES LIMITED	67,838	561,020.26	
	南アフリカ・ランド 小計		118,491	1,654,798.54 (12,146,221)	
投資証券 小計				17,503,639 (17,503,639)	
合計				17,503,639 (17,503,639)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計額 に対する比率
アメリカ・ドル	株式 81銘柄	100.0%	—	17.2%
イギリス・ポンド	株式 2銘柄	100.0%	—	0.1%
香港・ドル	株式 175銘柄	100.0%	—	21.0%
マレーシア・リンギット	株式 36銘柄	100.0%	—	2.0%
タイ・バーツ	株式 34銘柄	100.0%	—	2.8%
フィリピン・ペソ	株式 18銘柄	100.0%	—	1.1%
インドネシア・ルピア	株式 22銘柄	100.0%	—	2.0%
メキシコ・ペソ	株式 24銘柄	96.6%	—	2.4%
	投資証券 1銘柄	—	3.4%	
ブラジル・リアル	株式 36銘柄	100.0%	—	3.3%
チリ・ペソ	株式 17銘柄	100.0%	—	0.7%
韓国・ウォン	株式 103銘柄	100.0%	—	12.5%
台湾・ドル	株式 82銘柄	100.0%	—	12.0%
インド・ルピー	株式 79銘柄	100.0%	—	8.8%
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	100.0%	—	0.2%
エジプト・ポンド	株式 2銘柄	100.0%	—	0.2%
コロンビア・ペソ	株式 4銘柄	100.0%	—	0.2%
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	100.0%	—	0.3%
UAE・ディルハム	株式 7銘柄	100.0%	—	0.6%
パキスタン・ルピー	株式 1銘柄	100.0%	—	0.0%
ポーランド・ズロチ	株式 18銘柄	100.0%	—	1.0%
南アフリカ・ランド	株式 42銘柄	96.0%	—	4.7%
	投資証券 3銘柄	—	4.0%	
中国・元	株式 45銘柄	100.0%	—	2.4%

サウジアラビア・レヤル	株式	29銘柄	100.0%	—	2.5%
トルコ・リラ	株式	12銘柄	100.0%	—	0.6%
ユーロ	株式	9銘柄	100.0%	—	0.4%
カタール・リアル	株式	11銘柄	100.0%	—	1.0%

(注)組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年11月29日現在)

I 資産総額	788,316,361 円
II 負債総額	4,737,342 円
III 純資産総額（I－II）	783,579,019 円
IV 発行済口数	558,193,384 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4038 円

<参考情報>

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

(2019年11月29日現在)

I 資産総額	7,567,592,789 円
II 負債総額	426,855,471 円
III 純資産総額（I－II）	7,140,737,318 円
IV 発行済口数	2,692,302,604 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6523 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（1）受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

＜受益権の譲渡＞

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

＜受益権の再分割＞

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜償還金＞

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日

以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて＞

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額
委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。
- ② 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。
- ③ 発行済株式の総数
委託会社の発行済株式総数は6,200株です。
- ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

- ① 会社の意思決定機構
取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。
- ② 投資運用の意思決定機構
 - 1) 運用基本方針の決定
投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。
 - 2) 運用実施計画の作成
ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。
 - 3) 運用の実行
ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2019年11月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、134本であり、その純資産総額は2,294,570百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表ならびに第23期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2018年3月31日現在)			当事業年度 (2019年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
預金		2,376,164			2,933,318	
有価証券		22,684			44,368	
前払金		46,929			42,741	
前払費用		8,682			15,949	
未収入金		210,888			500,748	
未収還付法人税等		1,020			2,367	
未収委託者報酬		642,874			617,227	
未収収益		221,238			122,922	
流動資産計		3,530,482	53.2		4,279,642	60.3
固定資産						
有形固定資産		106,070			84,968	
建物附属設備	※ 1	79,548			66,820	
器具備品	※ 1	26,521			18,147	
無形固定資産		0			0	
ソフトウェア	※ 2	0			0	
投資その他の資産		3,002,584			2,732,068	
長期差入保証金		66,014			63,377	
繰延税金資産		2,931,719			2,662,416	
その他投資		4,850			6,275	
固定資産計		3,108,655	46.8		2,817,037	39.7
資産合計		6,639,137	100.0		7,096,680	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2018年3月31日現在)			当事業年度 (2019年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		123,003			134,522	
未払金		295,067			286,607	
未払手数料	131,425			123,825		
その他未払金	163,642			162,781		
未払費用		2,095			1,928	
未払法人税等		6,486			1,181	
未払消費税等		33,130			27,995	
賞与引当金		85,243			57,088	
流動負債計		545,027	8.2		509,323	7.2
固定負債						
退職給付引当金		65,230			67,644	
固定負債計		65,230	1.0		67,644	1.0
負債合計		610,257	9.2		576,968	8.1
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,028,879	90.8		6,519,711	91.9
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	5,609,759			6,100,591		
純資産合計		6,028,879	90.8		6,519,711	91.9
負債・純資産合計		6,639,137	100.0		7,096,680	100.0

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日			当事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		
	金 額		構成比	金 額		構成比
			%			%
営業収益						
委託者報酬		2,350,838			2,337,607	
投資顧問収入		1,772,901			2,367,856	
その他営業収益 ※		20,464			17,873	
営業収益計		4,144,205	100.0		4,723,337	100.0
営業費用						
支払手数料		523,308			502,719	
広告宣伝費		43,448			39,808	
公告費		1,140			1,140	
調査費		417,484			585,088	
調査費	257,351			353,007		
委託調査費	158,734			230,952		
図書費	1,398			1,129		
委託計算費		151,080			153,098	
営業雑経費		31,907			44,871	
通信費	4,058			4,783		
印刷費	9,892			9,076		
協会費	9,442			8,632		
諸会費	2,072			6,374		
その他	6,441			16,005		
営業費用計		1,168,368	28.2		1,326,726	28.1
一般管理費						
給料		1,277,564			1,315,296	
役員報酬	249,245			211,622		
給料・手当	804,242			876,471		
賞与	162,677			192,102		
賞与引当金繰入額	61,399			35,098		
交際費		3,788			3,029	
旅費交通費		26,904			21,095	
租税公課		11,290			6,373	
不動産賃借料		95,293			104,671	
退職給付費用		41,704			79,897	
固定資産減価償却費		22,523			21,600	
福利厚生費		113,473			116,798	
事務手数料 ※		254,170			773,947	
諸経費		145,755			190,123	
一般管理費計		1,992,467	48.1		2,632,834	55.7
営業利益		983,368	23.7		763,777	16.2
営業外収益						

有価証券運用益		3,607			1,711	
雑収入		9,153			50	
営業外収益計		12,761	0.3		1,762	0.0
営業外費用						
支払利息		169			—	
為替差損		601			46	
雑損失		241			277	
営業外費用計		1,012	0.0		324	0.0
経常利益		995,117	24.0		765,215	16.2
特別利益						
事業再構築費用戻入		—			5,262	
特別利益計		—	0.0		5,262	0.1
特別損失						
事業再構築費用		28,134			6,296	
事務処理損失		0			714	
ゴルフ会員権売却損		—			2,800	
特別損失計		28,134	0.7		9,811	0.2
税引前当期純利益		966,983	23.3		760,665	16.1
法人税,住民税及び事業税		530	0.0		530	0.0
法人税等調整額		340,417	8.2		269,303	5.7
当期純利益		626,035	15.1		490,831	10.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	4,983,724	5,092,844	5,402,844	5,402,844
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	626,035	626,035	626,035	626,035
当期変動額合計	—	—	—	626,035	626,035	626,035	626,035
当期末残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	490,831	490,831	490,831	490,831
当期変動額合計	—	—	—	490,831	490,831	490,831	490,831
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 ① リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～ 7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」669,807千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,931,719千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従い、その記載をしておりません。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2018年3月 31日現在)	当事業年度 (2019年3月 31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 42,115千円 器 具 備 品 29,212千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 54,843千円 器 具 備 品 38,003千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額20,209千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額254,170千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額17,341千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額773,947千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

当事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日
2019年6月26日 定時株主総会（予定）	普通株式	490,000千円	79,032.25円	2019年3月31日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2018年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,376,164	2,376,164	—
(2) 未収入金	210,888	210,888	—
(3) 未収委託者報酬	642,874	642,874	—
(4) 預り金	123,003	123,003	—
(5) 未払手数料	131,425	131,425	—
(6) その他未払金	163,642	163,642	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2019年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,933,318	2,933,318	—
(2) 未収入金	500,748	500,748	—
(3) 未収委託者報酬	617,227	617,227	—
(4) 預り金	134,522	134,522	—
(5) 未払手数料	123,825	123,825	—
(6) その他未払金	162,781	162,781	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2018年3月 31日 現在)		当事業年度 (2019年3月 31日 現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	22,684千円	貸借対照表計上額	44,368千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	△1,913千円	に含まれた評価差額	1,704千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	
該当事項はありません。		同左	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
退職給付債務の期首残高	469,114
勤務費用	45,881
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	9,915
退職給付の支払額	△ 51,823
退職給付債務の期末残高	473,087

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付債務の期首残高	473,087
勤務費用	51,555
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	52,891
退職給付の支払額	△ 75,129
退職給付債務の期末残高	502,405

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
年金資産の期首残高	367,412
期待運用収益	2,717
数理計算上の差異の発生額	8,568
事業主からの拠出額	53,470
退職給付の支払額	△ 51,823
年金資産の期末残高	380,344

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
年金資産の期首残高	380,344
期待運用収益	2,814
数理計算上の差異の発生額	32,480
事業主からの拠出額	56,396
退職給付の支払額	△ 75,129
年金資産の期末残高	396,905

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	473,087
年金資産	△ 380,344
	92,742
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	92,742
未認識数理計算上の差異	△1,347
未認識過去勤務費用	△26,164
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,230

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	502,405
年金資産	△ 396,905
	105,499
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	105,499
未認識数理計算上の差異	△20,411
未認識過去勤務費用	△ 17,443
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,644

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
--	--

退職給付費用	25,902
(1)勤務費用	45,881
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,717
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△25,983

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付費用	58,810
(1)勤務費用	51,555
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,814
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	1,347

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2018年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.0%
その他	2.0%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2019年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2018年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2019年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,262千円であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,720千円 であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
連結納税適用に伴う影響額	1,837,768	連結納税適用に伴う影響額	1,225,179
賞与引当金繰入超過額	21,749	賞与引当金繰入超過額	14,373
退職給付引当金	21,040	退職給付引当金	21,778
繰越欠損金	1,001,357	(注)繰越欠損金	1,372,856
その他	49,802	その他	28,228
繰延税金資産 合計	2,931,719	繰延税金資産 合計	2,662,416
繰延税金負債との相殺	-	繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	2,931,719	繰延税金資産の純額	2,662,416

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,372,856	1,372,856
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,372,856	(*2) 1,372,856

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,372,856千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,372,856千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	30.8%	法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	4.5%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.3%
その他	<u>△ 0.1%</u>	その他	<u>△ 0.5%</u>
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>35.2%</u>	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>35.4%</u>

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は
35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は
35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

（セグメント情報）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2.セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

①営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日											
種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アソシエーツ・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払	155,038	前払金	4,422
								投資顧問料の支払	100,307	未収入金	38,775
								人件費等の支払	98,690	未払金	14,495
								事務手数料の受取	20,209		
								事務手数料の支払	254,170		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託	35,330	前払金	42,506
								人件費等の支払	141,349		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	16,773	-	-
								投資顧問料の支払			
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	255	-	-
								投資顧問料の支払	14,663		

（注） 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
同 一 の 親 会 社 を 持 っ て 居 る 会 社	ステート・スト リート・バンク・フ ード・トラ スト・カンパ ニー	米国 マサチューセツ 州 ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧 問、投 資信託 委託業 務、及 びそれ らの関 連業務	なし	なし	助言など の投資顧 問サービスの 提供並び に受入れ ソ フ ト ウェアの 使用契約 人件費等 及び事務 手数料の 支払	ソフトウェア 使用料の 支払 投資顧問料 の支払 人件費等の 支払 事務手数料 の受取 事務手数料 の支払	229,260 164,709 135,677 17,341 773,947	前払金 未払金	8,051 30,899
	ステート・スト リート信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託 計理の事 務サービスの 受入れ 兼職社員 の人件費 支払等	投資信託計 理業務委託 人件費等の 支払	35,235 159,558	前払金	34,689
	ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・ユニテ ッド・キング ダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧 問、投 資信託 委託業 務	なし	なし	投資顧問 サービスの受 入れ	投資顧問料 の支払	16,146	-	-
	ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・シンガ ポール	シンガポール 市	136万シン ガポールド ル	投資顧 問業	なし	なし	投資顧問 サービスの受 入れ及び ETF 商 品の紹介	紹介料の受 取 投資顧問料 の支払	531 19,937	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

Ⅱ親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
1株当たり純資産 972,399円98銭 1株当たり当期純利益 100,973円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,051,566円42銭 1株当たり当期純利益 79,166円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
当期純利益（千円）	626,035	490,831
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	626,035	490,831
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目		第23期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
預金		2,511,636	
有価証券		22,042	
前払金		51,061	
前払費用		8,756	
未収入金		669,231	
未収委託者報酬		640,786	
未収収益		334,586	
流動資産計		4,238,102	61.4
固定資産			
有形固定資産		74,183	
建物附属設備	※ 1	60,457	
器具備品	※ 1	13,726	
無形固定資産		0	
ソフトウェア	0		
投資その他の資産		2,586,171	
長期差入保証金		70,868	
繰延税金資産		2,509,027	
その他投資		6,275	
固定資産計		2,660,354	38.6
資産合計		6,898,456	100.0
(負債の部)			%
流動負債			
預り金		21,231	
未払金		222,874	
未払手数料		128,750	
その他未払金		94,124	
未払費用		7,535	
未払法人税等		2,605	
未払消費税等	※ 2	40,995	
賞与引当金		204,502	
流動負債計		499,744	7.2
固定負債			
退職給付引当金		82,532	
固定負債計		82,532	1.2
負債合計		582,276	8.4
(純資産の部)			%
株主資本		6,316,179	91.6
資本金	310,000		
利益剰余金	6,006,179		
利益準備金	77,500		
その他利益剰余金			
別途積立金	31,620		
繰越利益剰余金	5,897,059		
純 資 産 合 計		6,316,179	91.6
負 債 ・ 純 資 産 合 計		6,898,456	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	第23期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日		
	金 額		構 成 比
			%
営業収益			
委託者報酬		1,189,462	
投資顧問収入		1,385,359	
その他営業収益 ※ 1		22,437	
営業収益計		2,597,260	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		730,763	
支払手数料	253,189		
その他営業費用	477,573		
一般管理費 ※ 2		1,425,365	
営業費用・一般管理費計		2,156,129	83.0
営業利益		441,131	17.0
営業外収益		3,496	0.1
営業外費用		3,733	0.1
経常利益		440,894	17.0
特別損失		772	0.0
税引前中間純利益		440,121	16.9
法人税,住民税及び事業税		265	0.0
法人税等調整額		153,388	5.9
中間純利益		286,467	11.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△490,000	△490,000	△490,000	△490,000
中間純利益	-	-	-	286,467	286,467	286,467	286,467
当中間期変動額合計	-	-	-	△203,532	△203,532	△203,532	△203,532
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	5,897,059	6,006,179	6,316,179	6,316,179

[重要な会計方針]

	第23期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日				
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。				
2.固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>9～10年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～7年</td></tr> </table>	建物附属設備	9～10年	器具備品	3～7年
建物附属設備	9～10年				
器具備品	3～7年				
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。				
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。				

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	61,206 千円
器具備品	42,424 千円
※2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日	
※1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額22,145千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	
※2. 減価償却実施額	
有形固定資産	10,929千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）	
普通株式	6,200	—	—	6,200	
2. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の 総額	1株あたりの 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000 千円	79,032.25円	2019年3月31日	2019年6月27日

(金融商品関係)

第23期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日			
1. 金融商品の時価等に関する事項 2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。			
(単位：千円)			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,511,636	2,511,636	—
(2)未収入金	669,231	669,231	—
(3)未収委託者報酬	640,786	640,786	—
(4)未収収益	334,586	334,586	—
(5)未払手数料	128,750	128,750	—
(6)その他未払金	94,124	94,124	—
(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項			
(1)預金 預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。			
(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料及び(6)その他未払金 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。			

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	22,042千円
当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	3,336千円

(資産除去債務関係)

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
資産除去債務の総額の期中における増減はありません。	

(デリバティブ取引関係)

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	

(セグメント情報等)

第23期中間会計期間末
(2019年9月30日 現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日	
1株当たり純資産額	1,018,738円66銭
1株当たり中間純利益	46,204円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
注）１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第23期中間会計期間 自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日	
中間純利益（千円）	286,467
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益（千円）	286,467
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名称

三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額

342,037百万円（2019年3月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

① 名 称	② 資本金の額	③ 事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円 (2019年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。
交付目論見書 「投資信託説明書（交付目論見書）」
請求目論見書 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。
「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します（また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。」
- (5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (7) 目論見書に投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2020年1月8日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート新興国株式インデックス・オープンの2018年11月16日から2019年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープンの2019年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。